

発行/三原市人権推進課
編集/三原市大和人権文化センター
住所/三原市大和町下徳良107番地1
電話/0847-33-1308

大和人権文化センターだより

12月の各教室等のご案内

そば打ち教室

日時 12月28日(木)
時間 10:00~12:00
講師 山口 郁恵さん
参加費用 1,500円

※材料の準備がありますので、申し込みは12月25日(月)までをお願いします。

大和地域センター心配ごと相談

日時 12月15日(金)
9:00~12:00
場所 大和人権文化センター 会議室
相談内容 暮らしの相談

相談員2名で対応します。
次回は、1月19日(金)の予定です。

電話による相談も受け付けています。
大和保健福祉センター(0847-34-1214)
大和人権文化センター(0847-33-1308)

生け花教室

日時 12月28日(木)
時間 19:00~21:00
講師 西川 千代美さん
お花代 2,000円程度



※お花の準備がありますので、申し込みは12月21日(木)までをお願いします。

さわやか健康体操

日時 7日(木)・14日(木)・21日(木)
13:30~14:30
持参物 バスタオルなど床に敷くもの

問い合わせ先 高齢者福祉課(0848-67-6055)

新しい法律をご存知ですか？



「障害者差別解消推進法」(2016年4月1日施行)

この法律は、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資すること」を目的としています。
障害のある人に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮義務」を明記しています。

「部落差別解消推進法」(2016年12月16日施行)

この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとして、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない、解消することが重要な課題である」と規定しています。
「部落差別」の存在を認知した初めての法律であり、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制を充実することや、教育及び啓発を行うこと、実態に係る調査を行うこと等を定めています。

あなたの知らない間に 個人情報・・・

～登録型本人通知制度へ登録を～

近年、戸籍謄本や住民票の写し等の個人情報を大量に不正取得し、その情報を売買する事件が発生しており、その9割以上が身元調査に使われてきました。

三原市では、2016年(平成28年)8月から「登録型本人通知制度」を実施しています。この制度は、戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止・抑止するため、代理人や第三者へ証明書を交付したときに、事前に登録した人へ、その事実をお知らせする制度です。詳しくは、市民課又は各支所地域振興課窓口まで。

「朝鮮通信使の歴史から学ぶ」

2017フィールドワークより
(開催日：10月27日)

江戸時代の朝鮮王国からの外交使節団「朝鮮通信使」に関する記録が、ユネスコの「世界の記憶（旧・記憶遺産）」に登録 -2017年11月12日-

研修箇所：呉市下蒲刈町（松濤園・蘭島閣美術館） 呉市豊町（御手洗町並み保存地区）

主な研修内容

松濤園の紹介

松濤園には、江戸時代に朝鮮通信使の来日に際し、下蒲刈島が藩の接待所・玄関口として大歓迎をした記録が多く残されています。中でも「安芸蒲刈御馳走一番」と言われたほどの接待ぶりで、往時の記録を元に全国から集めた食材を使っの豪華な膳を忠実に復元した展示は圧巻です。

この他、本陣とその付近を復元し、通信使行列の人形を配したジオラマ模型や、当時の通信使を再現した等身大の人形、さらに精密に再現された1/10の朝鮮通信使船の模型など、往時をしのぶ資料が多数展示してあります。



御手洗町並みの紹介

御手洗町並み（重要伝統建造物保存地区）は、江戸時代に風待ち・潮待ちの港町として栄え、大小の商家、茶屋、船宿、神社など、江戸中期から幕末の面影をとどめる建物や史跡が数多く残されています。



参加者より

初めての研修地ばかりで、研修ボランティアガイドさんもつけていただいて、とてもよい学習ができました。

参加者より

毎回素晴らしい企画ありがとうございます。次回も楽しみにしています。